

債務再編の決め手になるか!?

# 私的整理ガイドラインの概要と改正の行方

中小企業の債務が積み上がっていることもあり、いま私的整理ガイドラインが注目されている。その概要などをQ&Aで見ていく。

伊藤一彦 中小企業診断士

**Q1** 私的整理ガイドラインとはどのようなものでどんな場面で使うの？



**A**

私的整理ガイドライン（以下、ガイドライン）は、法的手続きを使わず債権者と債務者との合意に基づき債権放棄などを行うための手続規定だ。長期化する金融機関の不良債権問題等に対応するため、2001年（平成13年）に政府が発表した緊急経済対策を受けて採択された。

主に過剰債務に陥った大企業や中堅企業を対象とし（中小企業も適用可）、多数の金融機関等との合意により債務の免除や猶予を行うことで企業の再建に活用することを企図されている。ガイドラインを活用することには、次のようなメリットがある。

①法的整理と比べ企業は事業価値を維持したまま再生が図れる

民事再生や会社更生などの法的整理を活用すると、それが公表され企業の信用が傷つき事業価値を失うリスクがあるが、ガイドラインなら関係者間のみで協議が進むため、こうしたリスクを回避できるメリットがある。

加えて金融機関にとっても、技術・ブランド・商圏・人材などの面で事業価値が認められる債務者企業を対象を限定し、再建計画においては計画成立後翌期より3年以内をメドとした実質債務超過の解消と経常黒字転換を前提とするなど、経済合理性のある回収が期待できる。

損金算入も可能

②債権者は債権放棄で損金算入が認められる

一般的に、金融機関等の債権者が債権放棄等を行ってもその損失は税務上の損金算入が認められない。しかし、ガイドラインに基づき債権放棄等がなされた場合、債権者は損金算入が認められるというメリットがある。

③債務者企業は事業を継続したまま迅速に再建に取り組むことができる

ガイドラインは金融機関等の債権者に債権放棄に応じてもらう一方で、販売先などには債権放棄を要求しないことになっている。これにより企業は事業を継続したまま迅速に再建に取り組める。

**Answer**

業績が悪化した大企業等が対象となる、再建を図るための手続規定

**Q2** 私的整理ガイドラインが実際に使われるのはどんなとき？



**A**

ガイドラインは、次のような要件を満たす企業に対する活用を想定している。

- ① 事業価値（技術・ブランド・商圏・人材などの事業基盤）があり、その事業に収益性や将来性があること
- ② 重要な事業部門で営業利益があるなど、債権者の支援で再建の可能性があること
- ③ 法的整理を申し立てると当該債務者の信用力が低下し、事業価値が著しく毀損されるなど事業再建に支障が生じるおそれがあること
- ④ 破産的清算はもとより会社更生法や民事再生法などの手続きよりも多い回収を得られる見込みが確実であるなど、債権者にとっても経済的な合

理性が期待できること

実際には活用が低迷…

金融機関としては、⑦多数の金融機関等が主要債権者となっている企業を再建する場合、①私的整理のほうが法的整理よりも企業の事業価値が維持される場合、④企業の自助努力、および経営者などの支配株主の経営責任を明確にする場合——などのケースでガイドラインを活用すべきといえる。

ただ実際には活用が低迷している。その理由はQ3で紹介する。

**Answer**

債権者が多い・法的整理よりも再建につながるケースに活用

**Q3** 私的整理ガイドラインは中小企業も含めてあまり活用されていないそうだが…



**A**

Q1で見たようなメリットがあるにもかかわらずガイドラインの活用は限られている。何がネックとなっているか見ていこう。

**A**

の負担も重い。

経営者の退陣もネック

①要件が厳格すぎる  
再建計画の制度目標である、3年以内の債務超過解消・経常利益黒字化などはハードルが高く、対象先となる企業が限定されてくる。全債権者の同意が必要なため、一部の債権者の不同意により活用できない場合も多い。

②主要債権者である金融機関の負担が重い

金融機関等の主要債権者は再建手続きを主導する必要があるが、債権放棄等の資金面での負担に加え、一般債権者との利害調整など非資金面での負担が重い。

**Answer**

要件が厳格、金融機関の負担が重いといった理由で活用は低迷

③経営者の退陣・支配株主の権利消滅が前提となること  
経営不振が続いた場合などは原則、経営者は経営責任を取って退陣することが求められる。このため、創業者など経営者個人の資質に事業を依存している企業にとって活用しにくくなっている。

④中小企業は活用しにくい  
ガイドラインは相応の企業規模のある事業者を想定して策定されている。そのため中小企業は活用しにくい。